

広告違反は処罰の対象となる行為です

施術所は、法に定められた内容を除いて広告ができません。

ところが、現状では「交通事故治療専門」や「むち打ち専門」といった表

現や料金に関する記載等、広告できない事項が多々見受けられます。こうし

た広告は過度な期待や誤認を与え、健康被害につながる恐れ、厚生労働省

においても問題視されています。

法に定められた事項に該当しない広告行為は法違反であり、処罰の対象と

なります。場合によっては厚生労働大臣による業務停止や、免許の取り消し

等につながることもあります。

各施術所におかれましては、再度、広告に違反箇所がないか確認のうえ、

法を遵守していただくようお願いいたします。

大阪市保健所保健医療対策課

大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000

電話 06-6647-0679

FAX 06-6647-0804

E-mail: fc0018@city.osakajg.jp